

第4章 計画の推進体制

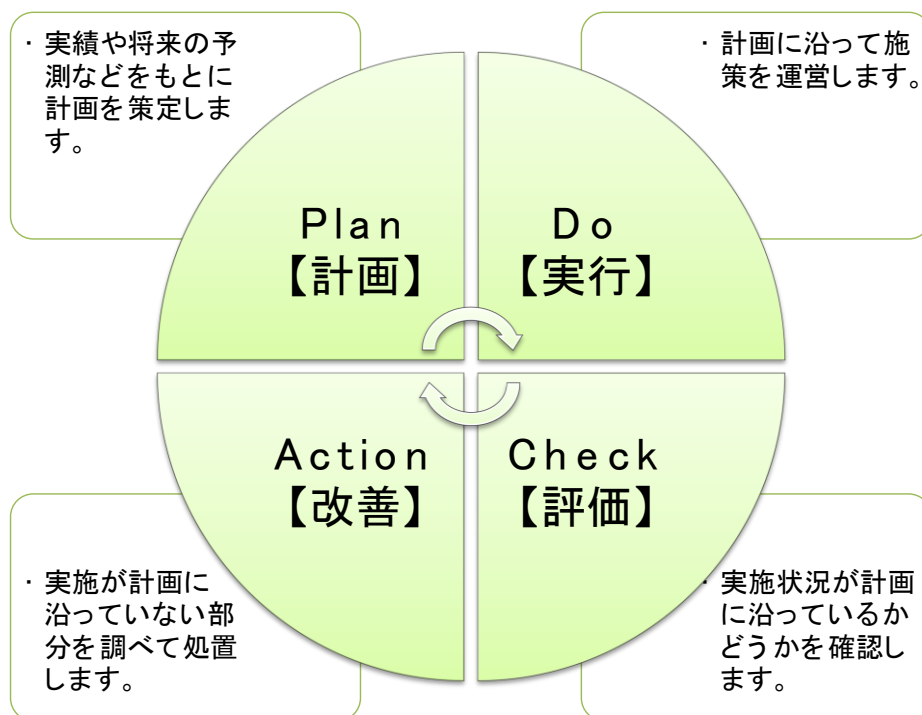
第1節 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画に掲げた各種施策等の着実な推進を図るため、その進捗状況を常に把握しながら、点検・評価を継続的に行っていく必要があります。

特に134頁に示した重点事業については、行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会評価・検証部会にて、毎年度進捗状況の確認及び評価・検証を行い事業の改善につなげていきます。

なお、計画の進行管理においては、関係団体など第三者にも意見を求めるとともに、PDCAサイクルを活用し適切に行っていきます。



2 関係機関との連携

令和7年までに、確実に地域包括ケアシステムを構築するため、福祉・保健・医療の関係機関及び関係団体との連携を深めながら、地域包括ケア体制の充実に向けた各種取組を推進します。

第2節 資料編

1 策定経過

委員会	年月日	内容
第1回委員会	令和2年8月21日（金）	※委嘱状交付 ○第8期計画策定について ○第7期計画の事業報告等について ○アンケート調査の概要について
第2回委員会	令和2年10月2日（金）	○計画の構成（案） ・基本理念及び基本目標について ・日常生活圏域について ○計画（案）の検討 ・高齢者保健福祉計画について
第3回委員会	令和2年11月13日（金）	○計画（案）の検討 ・介護保険事業計画について
第4回委員会	令和2年12月18日（金）	○第8期行田市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画（素案）について ・高齢者保健福祉計画について ・介護保険事業計画について
	令和2年12月25日（金） ～令和3年1月25日（月）	※市民意見募集（パブリックコメント）
第5回委員会	令和3年2月5日（金）	○パブリックコメント実施結果について ○第8期行田市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画（案）について
第6回委員会	令和3年3月上旬	○第8期行田市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画（案）について

2 策定委員会要綱

(設置)

第1条 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 行田市高齢者保健福祉計画の見直し及び作成に関すること。
- (2) 行田市介護保険事業計画の見直し及び作成に関すること。
- (3) 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況及び成果の評価、検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表（公募の市民を含む）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の作成から計画期間最終年度の5月末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評価・検証部会)

第7条 委員会は、必要に応じ評価・検証部会を置くことができる。

- 2 評価・検証部会に属する委員は、10人以内とし、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

3 策定委員会名簿

◎委員長 ○副委員長

選出区分	委員名	団体	役職
学識経験者	○ 小林 定春	行田市民生委員・児童委員連合会	会長
保健医療関係者	◎ 川島 治	行田市医師会	会長代理
	藤野 貴士	行田市歯科医師会	副会長
	新井 孝幸	行田市薬剤師会	副会長
福祉関係者	溝上 俊亮	社会福祉法人 清幸会	管理者
	根岸 節子	社会福祉法人 隼人会	理事長
	山口 高広	社会福祉法人 壮幸会	施設長
	小河原勝美	社会福祉法人 枚方療育園	施設長
	藤井 尚子	社会福祉法人 瑞穂会	施設長
	小峯 春男	社会福祉法人 櫻幸会	施設長
被保険者代表	羽鳥 嗣郎	行田市自治会連合会	副会長
	中村 洋子	行田市自治会女性部連絡会	会長
	小暮 福三	浮城シニアクラブ連合会	会長
	金子 哲孝	公募委員	
	渡辺 国雄	公募委員	

4 用語集（用語解説）

■あ／ア行

NPO 「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のことです。福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力などのさまざまな社会貢献活動を行っている団体が含まれます。「NPO法人（特定非営利活動法人）」は、そうした市民活動団体のうち、「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を言います。

■か／カ行

介護支援専門員（ケアマネジャー） 要介護者等の相談やその心身の状況に応じ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス事業者や施設等との連絡調整を行ったり、介護保険の給付管理事務を行う専門職です。介護サービスの利用にあたって重要な役割を担っています。

介護予防 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長と要介護状態の予防を行うことです。

介護保険制度の中では、介護保険本体の介護予防給付と、市町村の「地域支援事業」として実施される介護予防事業に整理されます。

介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険の予防給付のうち「訪問介護」・「通所介護」について、「地域支援事業」に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加えて特定非営利活動法人、民間企業、ボランティア等の地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業。「総合事業」と通称されます。

キャラバン・メイト 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人です。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し、登録する必要があります。

居宅介護支援 介護保険による居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況・本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者と連絡調整等を行うことです。

ケアプラン（介護サービス計画） 要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画です。

ケアマネジメント 介護サービスを利用する本人の要介護状態や生活状況に応じた適切なサービスを提供できるよう事業者との調整を行い、ケアプラン（サービス計画）の作成や実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務を行います。

権利擁護 自己の権利を表明することが困難な高齢者等の様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理します。

後期高齢者医療 平成 20 年 4 月から開始された新しい医療保険制度で、75 歳以上の「後期高齢者」を対象とします（一定の障害がある場合は 65 歳以上が対象）。それまでの老人保健法による医療に代わるもので、医療制度改革の一環として創設され、各都道府県内のすべての市町村が加入する「広域連合」が運営主体になります。

高齢化率 総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合のことで、国際連合ではこの割合が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と定義しています。

■ き / サ 行

社会福祉協議会 「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）により設置された、社会福祉活動の推進を目的とした民間組織で、一般に「社協」と呼ばれています。全国社協、都道府県社協、市町村社協があり、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や生活福祉資金の貸付などのほか、各種の福祉サービスや相談援助サービスなど地域福祉の向上に取り組んでいます。

生活支援コーディネーター 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進するため、地域の社会資源の把握や関係者間のネットワーク構築を図る役割を果たす人のことです。

成年後見制度 認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な方について、その判断力を補い、保護支援する制度のことです。

■ た 行

第 1 号被保険者 市町村内に住所を有する 65 歳以上の方を言います。転入や年齢が 65 歳に到達したときに、その市町村における介護保険第 1 号被保険者の資格を有します。

第 2 号被保険者 市町村内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の健康保険加入者を言います。転入や健康保険加入、年齢が 40 歳に到達したときに、その市町村における第 2 号被保険

者の資格を有します。

なお、第2号被保険者が保険適用により介護サービスを利用できるのは、16種類の特
定疾病によって要介護（要支援）状態となった場合に限られます。

団塊の世代、団塊ジュニア世代 「団塊の世代」とは、昭和22年（1947年）から昭和24年
（1949年）までに生まれた人のことを言います。また、「団塊ジュニア世代」とは、昭和
46年（1971年）から昭和49年（1974年）までに生まれた人のことを指します。

地域共生社会 子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをとも
に創り、高め合うことができる社会のことを言います。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニ
ティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる
仕組みです。

地域支援事業 被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態と
なった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する
ためのサービスを提供する事業のことで、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的
支援事業 ③任意事業 があります。

地域包括ケアシステム 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において
継続して生活できるよう、①医療 ②介護 ③生活支援 ④介護予防 ⑤住まいを一体的に提
供していくという考え方に基づいた仕組みです。

地域包括支援センター 地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療
の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。スタッフに
は、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が配置されています。

地域密着型サービス 介護が必要となっても誰もが住み慣れた地域で生活を続けられるよう、
「地域ケア」や「認知症ケア」を推進する観点から、地域の特性に応じて提供されるサー
ビスです。基本的には、利用者は事業所のある市町村の住民に限定され、市町村が事業者
の指定や監督を行います。

特定健康診査、特定保健指導 「特定健康診査」とは、日本人の死亡原因の約6割を占める生
活習慣病の予防のために行う健診であり、40歳から74歳までの方を対象に「メタボリッ
クシンドローム」に着目して実施するものです。「特定保健指導」とは、特定健康診査の
結果から、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が
多く期待できる方に対し、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直す
サポートをするものです。

■な行

2025年問題、2040年問題 「2025年問題」とは、2025年（令和7年）に「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要が増加するといわれる問題を、「2040年問題」とは、2040年（令和22年）に「団塊ジュニア世代」が（前期）高齢者となり高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加するものと見込まれている問題・課題のことを言います。

認知症 成人に起こる認知（知能）障害であり、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のことを言います。

以前の「痴呆」という呼称が侮辱的な表現である上に、この病気の実態を表しておらず、早期発見・早期診断等の取り組みの支障となっていたとの理由から、「認知症」という新しい用語に改められました。

認知症カフェ（オレンジカフェ） 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善をめざした活動などができる場所です。

認知症ケアパス 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを記した冊子のことです。

認知症サポーター 「認知症サポーター養成講座」（認知症についての広く地域住民を対象にする講座）を受けた人のことで、講座を通じて認知症についての正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人とその家族を応援していきます。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン） 平成27年1月に厚生労働省が関係府省庁と共同で策定した計画です。このプランでは、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進をはじめ、7つの柱を定めております。

認知症地域支援推進員 認知症に関して医療・介護等の連携を推進する役割を担う専門職です。本市では、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置しており、認知症の人や家族の相談支援、上記「認知症サポーター養成講座」等の実施、認知症の人や家族と関係機関（医療機関など）との連絡調整といった業務を行っています。

■ま／マ 行

民生委員 民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談業務・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行ないます。

■や 行

要介護認定 介護認定審査会において判定される介護保険サービスを利用するために必要な認定で、「要介護認定」と「要支援認定」の2種類があります。

■ら／ラ 行

リハビリテーション 疾病や障害によって失われた生活機能の回復を図るため、治療プログラムなどにより人間的復権をめざす専門的技術及び体系のことです。

行田市高齢者いきいき安心元気プラン

第8期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行／行田市 発行日／令和3年3月

編集／行田市健康福祉部高齢者福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

TEL 048-556-1111 FAX 048-564-3770
